

令和4年7月22日付けで厚生労働省より事務連絡文書が発出され、濃厚接触者の待機期間が短縮されるなどの見直しが行われました。また、社会機能維持のため、以前より、保健所による積極的疫学調査や濃厚接触者の特定、行動制限が行われないことなどを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策実施マニュアル「感染疑い・発生時の対応」の内容を、国や県の指針に合わせ、令和4年8月5日に改正しました。

改正箇所：赤字、赤枠で表示した箇所

9 感染疑い・発生時の対応

(1) 感染疑い時の対応

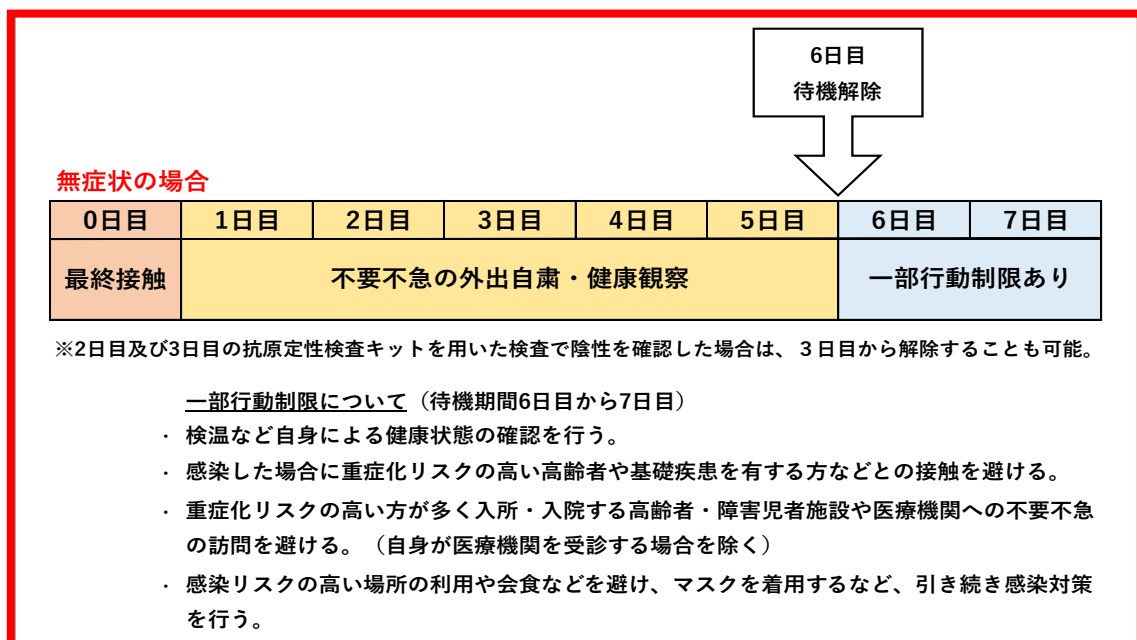
(略)

(2) 感染発生時の対応

- **感染者は、保健所や医療機関の指示に従って対応すること。**
- 感染が確認された場合、衛生管理担当者は、個人情報の取り扱いに留意しながら、感染者が発生した旨を速やかに主催者に報告すること。
- **衛生管理担当者は、濃厚接触者^{※1}、また、その可能性が高い者には速やかに情報共有を行い、阿波おどりへの参加は一旦中止^{※2}とすること。**
- 情報共有する際は、個人情報の流出に注意しながら正しい情報を確認し、人権侵害につながるものがないよう、冷静な行動を取ること。
- 各事業者団体・踊り連において、5名以上の集団感染が発生したと認められる場合、または5名未満であってもそのリスクが非常に高いと主催者が判断した場合は、その事業者団体・踊り連の参加を中止とする。

※1 陽性者と接触（1m程度の近距離で、マスク等を適切に着用せず、15分以上の接触があったなど、個々の接触状況から総合的に判断）のあった者。

※2 **陽性者と接触があった日から「原則5日間」は感染リスクの高い行動を控え、一定の期間（目安として7日間）は健康観察を行う。**



10 参考とするガイドライン

発行者	名称	発行・更新日
公益財団法人日本スポーツ協会	スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン	令和2年5月14日 (令和3年11月5日改定)
緊急事態舞台芸術ネットワーク	舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン	令和2年6月30日 (令和4年7月22日改定)